

西 東 京 市

アライグマ・ハクビシン



防 除 マ ニ ュ ア ル

令和8年4月改定

1 《目的》

東京都では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているアライグマをはじめ、生態系に与える影響が大きい外来種・移入種について、生息状況や駆除の必要性等の情報を共有できる仕組みの必要性から、市区町村と連携した「アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を策定しました。

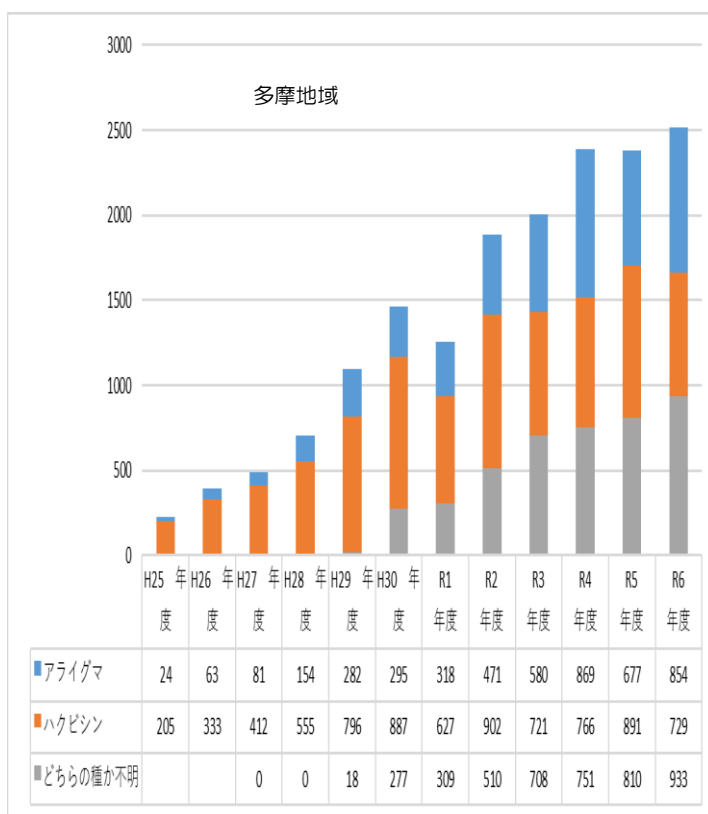
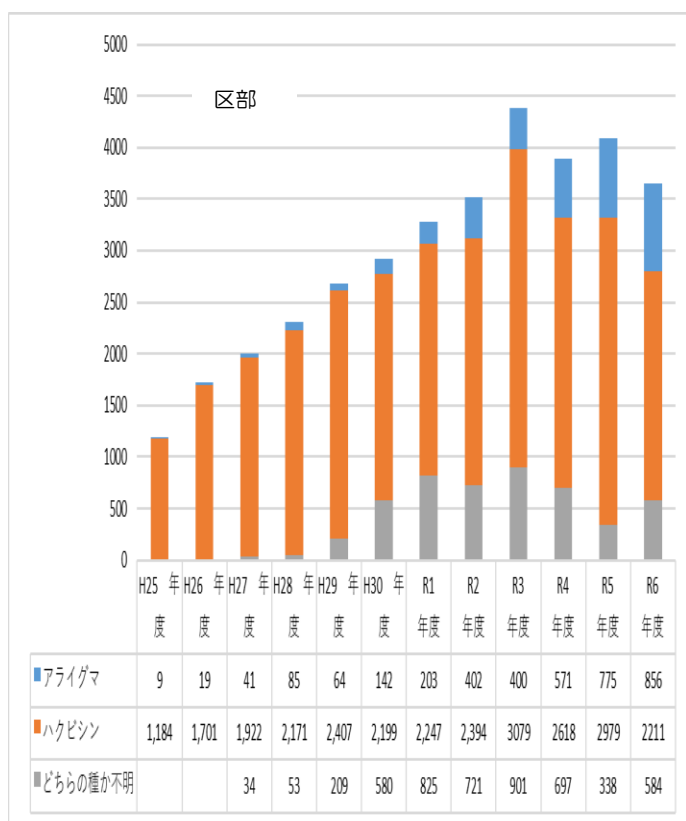
近年、市内でも外来種のアライグマ・ハクビシンによる家屋侵入、食害、フン害等により、市民の生活環境が脅かされています。そのため、西東京市では、東京都が策定した「アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を基に、市民の皆さんの快適な生活環境の確保と外来種対策を推進するために、地域と協働してアライグマ・ハクビシンの積極的防除事業を実施しています。

本事業の一環として、アライグマ・ハクビシンの特徴と対策を盛り込んだ防除マニュアルを作成しましたので、防除対策の一助としてご活用ください。

2 《東京都内における相談件数および捕獲状況》

都民から東京都へ寄せられたアライグマ・ハクビシンに関する下記の相談件数をみると、アライグマ・ハクビシンともに多摩地域よりも区部で多く、特にハクビシンの相談件数はアライグマよりかなり多いことが分かります。

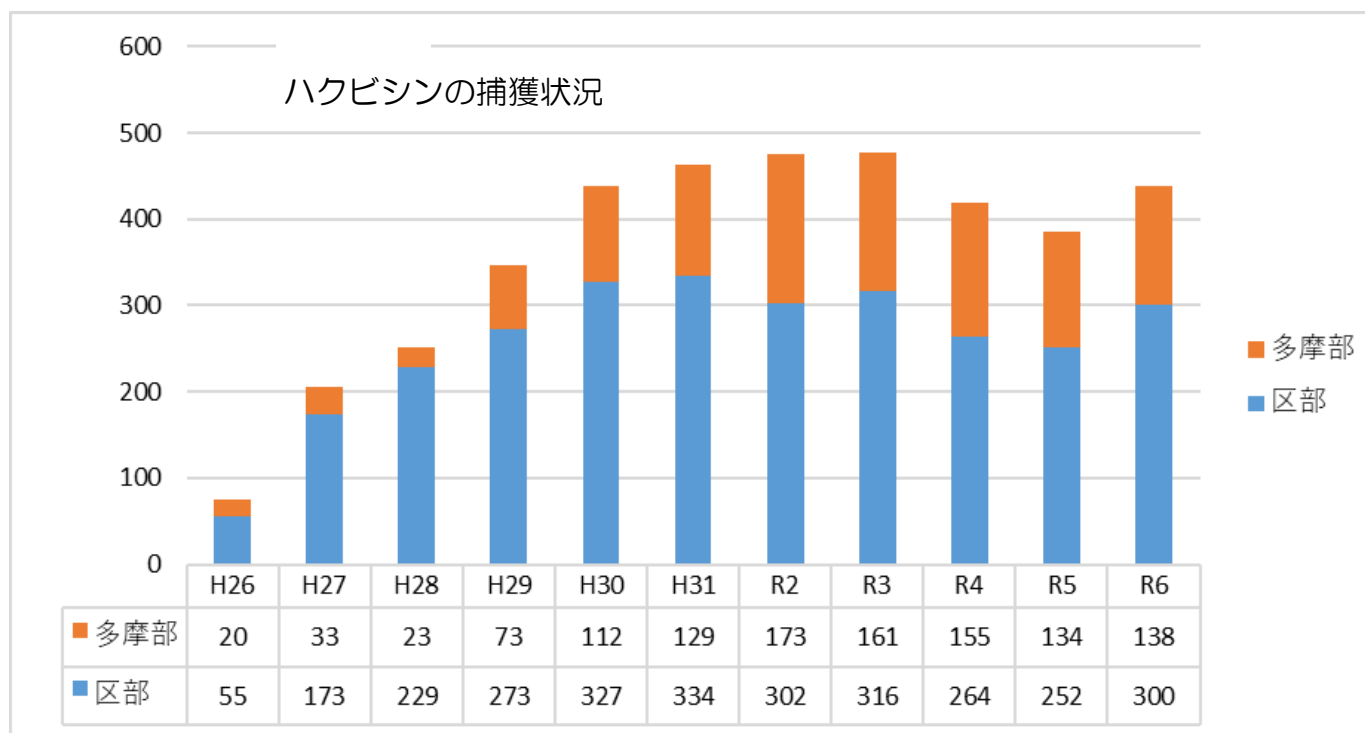
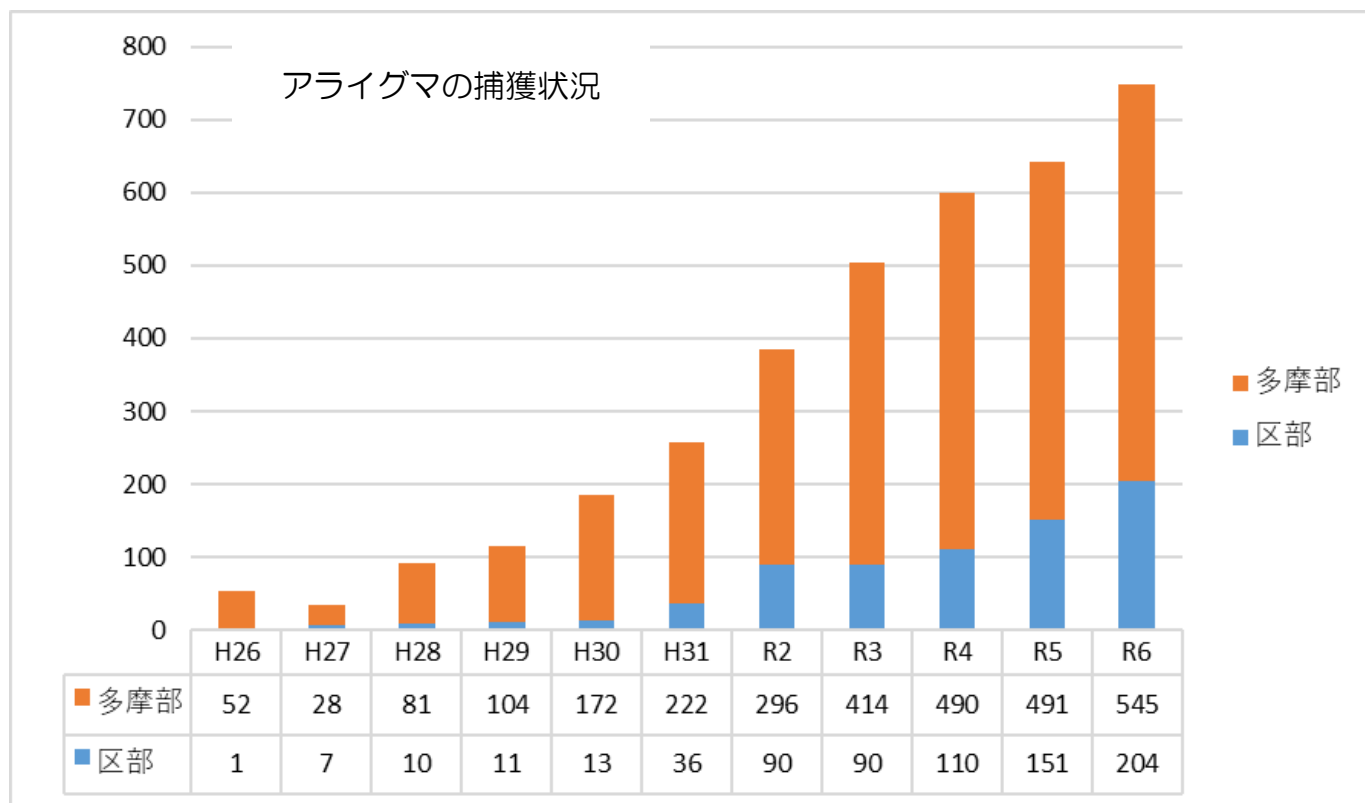
（1）都庁に寄せられた相談件数



東京都環境局より出典

(2) 都内における捕獲数の推移

下記の図の捕獲頭数からもわかるように、アライグマ・ハクビシンの個体数は年々増加傾向にあり、東京都内全域に生息範囲が広がっています。



東京都環境局より出典

3 《心当たりはありませんか?》

- ☆ 種類は分からないが、猫くらいの動物を見かけた。
- ☆ 犬や猫のエサがいつの間にか食べられた。
- ☆ 果樹や家庭菜園が荒らされた。
- ☆ 屋根やベランダに奇妙な足跡があった。
- ☆ 天井裏から聞いたことのない足音や物音がした。
- ☆ 天井裏に糞のようなものが大量にあった。
- ☆ 庭やベランダに果物の種の混じった糞があった。

上記の兆候は、アライグマ・ハクビシン被害の可能性あります。

4 《西東京市内における目撃及び相談件数について》

西東京市内における、アライグマ・ハクビシンの目撃及び相談件数は増加しており、令和7年度は96件の情報が寄せられました。

令和7年度町別目撃及び相談件数

田無町	3	新 町	6	住吉町	5
南 町	8	柳 沢	4	ひばりが丘	4
西原町	4	東伏見	9	ひばりが丘北	0
緑 町	3	保谷町	7	栄 町	0
谷戸町	2	富士町	4	北町	4
北原町	2	中 町	4	下保谷	1
向台町	5	東 町	8		
芝久保町	10	泉 町	3	合 計	96

主な相談内容は以下のとおりです。

- ・アライグマ、ハクビシンを見かけた。
- ・天井から物音がする。ネズミより大型の生き物がいる様子。
- ・庭の果物、金魚を食われた。
- ・敷地内に果物の種の入をされる。

5 《アライグマ・ハクビシンが増える原因》

被害が増加する理由は、生息しやすい環境にあります。

(1) 間接的なエサの提供

- ① 放置された畑の野菜・果実、果実が生った庭の樹木
- ② ペットのエサの放置
- ③ 生ゴミの不始末

(2) 間接的なねぐらの提供

- ① 入り込む隙間の多い古い建築物
- ② 放置された空き家

被害対策を実施するために、アライグマ・ハクビシンの生態を知ることが必要です

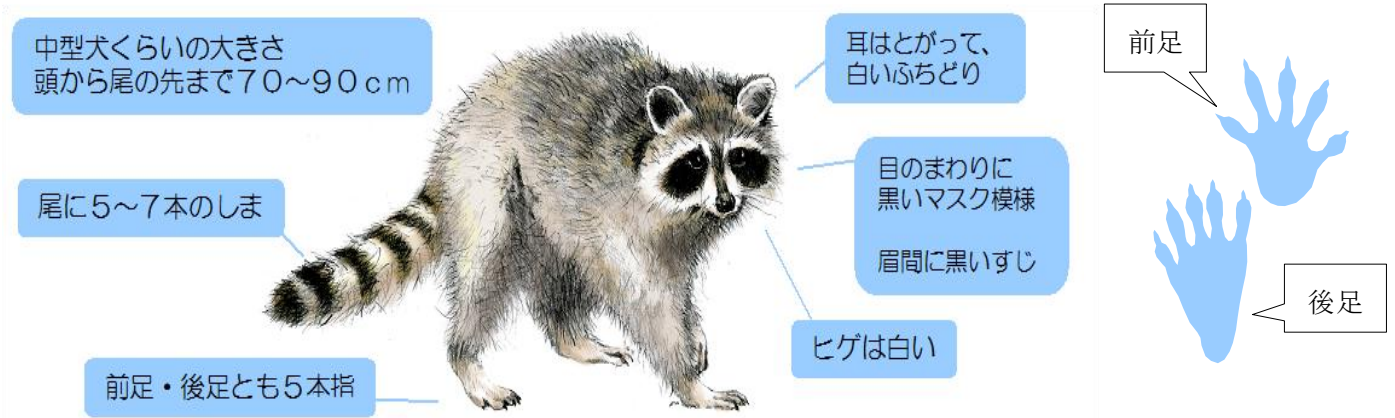
6 《特定外来生物 緊急対策外来種 アライグマ》

アライグマは、1977年に放送されたテレビアニメにより人気となり、大量に北米から輸入されました。しかしながら、性格はどうもうであるため飼養に適さず野生化しました。生態系保護の観点から外来生物法で特定外来生物に指定されており、環境省の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」では、緊急対策外来種に指定されています。

アライグマは、輸入や譲渡、飼養、野外への放獣が禁止されていますが、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる場合に限り、外来生物法第5条第1項に基づく許可を得て飼養できます。一般的には、譲渡や飼育が禁止されているため、それらが繁殖し生じた次世代個体は、殺処分することになります。

外来生物法において、野生の特定外来生物の防除は、特定外来生物の種類、防除の区域及び期間、防除（捕獲、採取又は殺処分）の方法などの事項を公表し、防除の実施は国もしくは自治体又は環境大臣の認定を受けたNPO等の団体が行うものとされています。

外来生物法に基づく防除については「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法」（以下「鳥獣保護法」という。）の規定は適用されませんが、『動物の愛護及び管理に関する法律』により、殺処分はできる限りその動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならないとされています。



東京都環境局より出典

★ アライグマの生態

○ 分類

食肉目アライグマ科

○ 原産地

カナダ南部から中米パナマ

○ 大きさ

成獣：頭胴長が40cm~60cm、尾長が20cm~40cm、体重5kg~7kg程度



農林水産省野生鳥獣被害防止マニュアルより出典

○ 特徴

細長く縞模様の尾、目の周りが黒いマスク模様、毛色は灰色、茶色の個体があり、茶色の個体はタヌキに酷似しており、顔だけではタヌキとの見分けは難しい。キュルキュルキュルという鳴き声。見かけとは反対に性格はどうもう。

○ 生活

夜行性で、昼間は家や寺社仏閣の屋根裏、作業小屋、廃屋の中で休息する。複数のねぐらを持ち、ねぐらを転々とする。水辺（河川やため池、湖沼などの周辺）を好み、市街地ではしばしば用排水路や暗渠を移動経路として利用している。日中活動することもある。

○ 食性

雑食性、果物（ブドウやスイカ等）、トウモロコシなどの野菜、昆虫を含む小型の小動物、菓子、コイ、金魚、ペットフードなど

○ 繁殖

オス、メスともに単独生活をし、発情期のみオスとメスのペアが形成される。おもに1月～3月頃に交尾、4月～6月に3頭～6頭の子を出産する。妊娠期間は2ヶ月間。通常メスは1歳、オスは2歳で繁殖可能となる。

○ 身体特性

木登り、泳ぎが上手。前足が器用で物を掴んだり、扉を開けることができる。

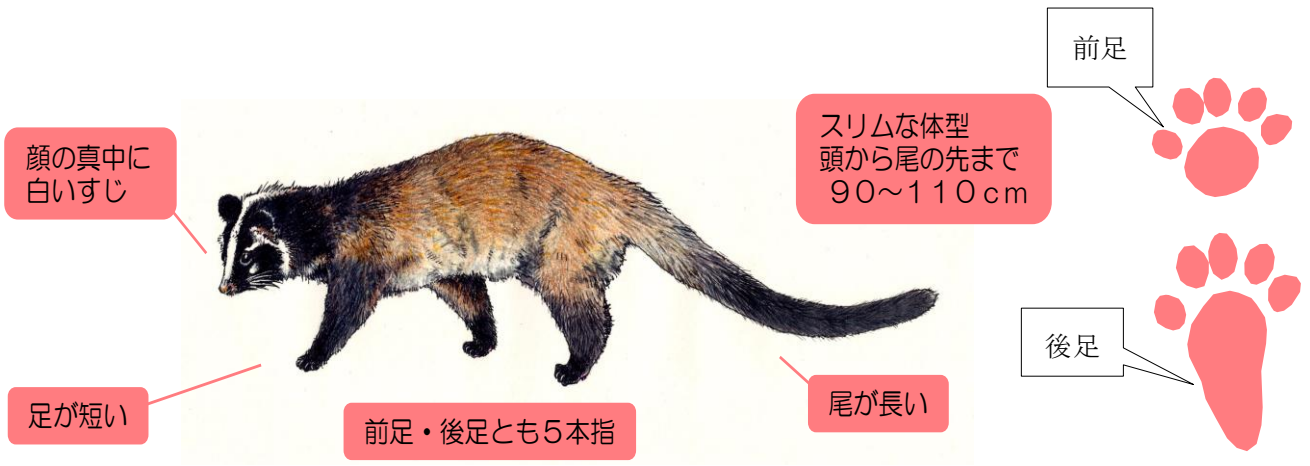
7 《外来生物 重点対策外来種 ハクビシン》

ハクビシンは、明治時代に毛皮用として中国から持ち込まれ、一部が野生化したとの説が有力ですが、明治以前の古文書にも生息の記載と思われるものが散見され、移入時期が特定できておりません。

環境省の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」では、重点対策外来種に指定されていますが、外来生物法では当面明治時代以降で、移入時期が判る生物を対象とするという基本方針があるため、特定外来生物には指定されておりません。

このため鳥獣保護法が適用され、みだりに捕獲等を行うことはできません。ただし、次の場合は捕獲等を行うことができます。

- ① 狩猟制度に基づき、狩猟鳥獣を捕獲する場合
- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の場合（有害鳥獣捕獲）
- ③ 学術研究の目的などの場合で、法による許可を受けた場合



東京都環境局より出典

★ ハクビシンの生態

○ 分類

ネコ目ジャコウネコ

○ 原産地

東南アジア

○ 大きさ

成獣：頭胴長が48cm~60cm、

尾長が35cm~49cm、体重5kg~7kg程度



東京都環境局より出典

○ 特徴

鼻から額にかけて白いスジがあるため「白鼻芯」と言われる。脚は短く尾が細長い。キーキーという鳴き声。夜行性で比較のおとなしい。

○ 生活

里山的な環境を好み、夜行性で昼間は樹洞や洞窟、人家の屋根裏、倉庫等をねぐらとしている。ねぐらは複数あり、餌場によってねぐらを使い分ける。市街地周辺に生息する個体は側溝も移動ルートとして利用する。

○ 食性

雑食性だが特に甘い果物を好む。昆虫を含む小型の小動物、菓子、ペットフードなど

○ 繁殖

1度に産む子供の数は平均2頭～3頭。子供を産む年齢は生後10ヶ月以降である。妊娠期間は約2ヶ月間。1年中子供を産む。夏から秋にかけて多く産む傾向がある。

○ 身体特性（アライグマに比べ、はるかに高い。）

高い所が得意、雨どいや柱、電柱なども上手に登る。

電線、細い針金、たるんだロープなどもバランスをとって渡れる。

120センチ程度の高さの柵なら登って超えられる。

小さな隙間（8センチ四方程度）を、くぐり抜けられる。



農林水産省野生鳥獣被害防止マニュアルより出典

8 《被害を防ぐためには》

- (1) 生ごみを庭に放置したり、埋めたりしない。
- (2) 庭木等に実（特に甘い果物）がなっている場合には、早めに収穫を行うか、廃棄する。
- (3) 庭でペットにエサを与える場合は時間を決め、置きエサはやめる。
- (4) 庭木の伸びた枝木は早めに剪定する。庭木の枝が伸びていたりすると、それを伝って屋根からハクビシンが屋内に入ることがある。
- (5) 家の周囲に侵入されそうな穴や隙間がないか点検し、侵入の可能性のある隙間はすべて塞ぐ。築年数十年以上の家屋は要注意。
- (6) 絶対に餌付けしない。（人に慣れて、住み着いてしまう可能性がある。）
- (7) 普段使っていない物置、倉庫は定期的に点検する。

9 《屋根裏、床下に棲みつかれたら》

市販の、煙によるゴキブリ忌避剤を使用すると効果があるとされています。（1回で効果がない場合、2回～3回繰り返す。）営巣して繁殖することがありますが、子育てが終われば自然に出て行きます。ただし、同じ場所にフンをする習性があり、糞尿で家屋内に被害をもたらす危険性があります。

（駆除する場合は、公益社団法人東京都ペストコントロール協会 電話番号 03-3254-0014にご連絡ください。）

10《アライグマ・ハクビシン対策事業の流れ》

この事業は、捕獲器（捕獲用の箱わな）の設置場所の提供と見回りにご協力いただける市民の方に捕獲器を貸与し、捕獲することにより、アライグマ・ハクビシンの個体数の適正化を図るものです。



※捕獲器（右）のサイズ 幅 24 c m×長さ 65 c m×高さ 25 c m

※捕獲器（左）のサイズ 幅 26 c m×長さ 82 c m×高さ 31 c m

- (1) 市民や農家からの捕獲器設置の依頼を受け、職員が現地で被害状況を確認。その後、申請者が申請書に記入して、職員が捕獲器を設置する。
 - ※ 捕獲器の設置場所は、畑、庭等平地のみで、天井裏や床下等、屋内への設置はしない。
 - ※ 餌は市民が負担する。（キャラメルコーン、バナナ、ドライマンゴーが効果的）
 - ※ アライグマもハクビシンも糖度の高い食物を好むが、特に殻つきピーナッツが有効とされている。
- (2) 申請者は、動物が捕獲されているかどうか毎日捕獲器を点検する。
- (3) 捕獲されていたら、申請者は市に連絡する。市は申請者に駆除業者から連絡があることを伝え、委託契約している処分業者に連絡する。処分業者が捕獲器ごと回収し、後日、市に捕獲器を返還する。
 - ※ 捕獲された日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、市及び処分業者が休みのため、引き取りは行わない。
 - ※ 平日の午後5時15分以後は、市では対応できないが、処分業者は午後6時頃まで営業しているので、申請者は直接処分業者に連絡する。
- (4) 貸出し期間は、原則2週間だが、他に捕獲器を借りる方がいない場合は、そのまま継続して貸し出しすることができる。
 - ※ ただし、次の申請者から申請があった場合、すみやかに返還していただく。
- (5) 外来種は、寄生虫や細菌を保有しているだけでなく、本来国内には存在しない病原体を拡

散させる可能性があるため、素手では触らない。接触した場合はよく手を洗い消毒する。噛まれたり引っ搔かれたりしたら、傷口を消毒し、状況に応じて医療機関を受診する。

(6) 犬、猫等がかかった場合、申請者が捕獲器から逃がす。

(7) 捕獲器は水で洗淨してから返還する。

1 1 《捕獲器設置の要件》

- ・被害のある場所の所有者からの依頼であり、設置場所が西東京市内であること。
- ・エサの入れ替えと、毎日の捕獲器見回り等ができること。
- ・動物が捕獲できた場合、速やかに市に連絡できること。
- ・設置期間は原則として2週間。
- ・依頼者の敷地内に設置する。ただし、天井裏や床下など特殊な場所や危険を伴う場所には設置しない。
- ・捕獲動物はアライグマとハクビシンに限定する。猫などの他の動物が捕獲された場合は、速やかに逃がすものとする。タヌキが捕獲され、疥癬にかかっていた場合は、他の動物への感染を考慮して、傷病動物として東京都動物愛護相談センターに連絡し、引き取ってもらう。

担当・問い合わせ

西東京市みどり環境部環境政策課

電話（直通）042-438-4042

西東京市泉町三丁目 12 番 35 号

エコプラザ西東京内

表紙の写真 アライグマ 農林水産省野生鳥獣被害防止マニュアルより出典

表紙の写真 ハクビシン 東京都環境局より出典